

# 4 報 告

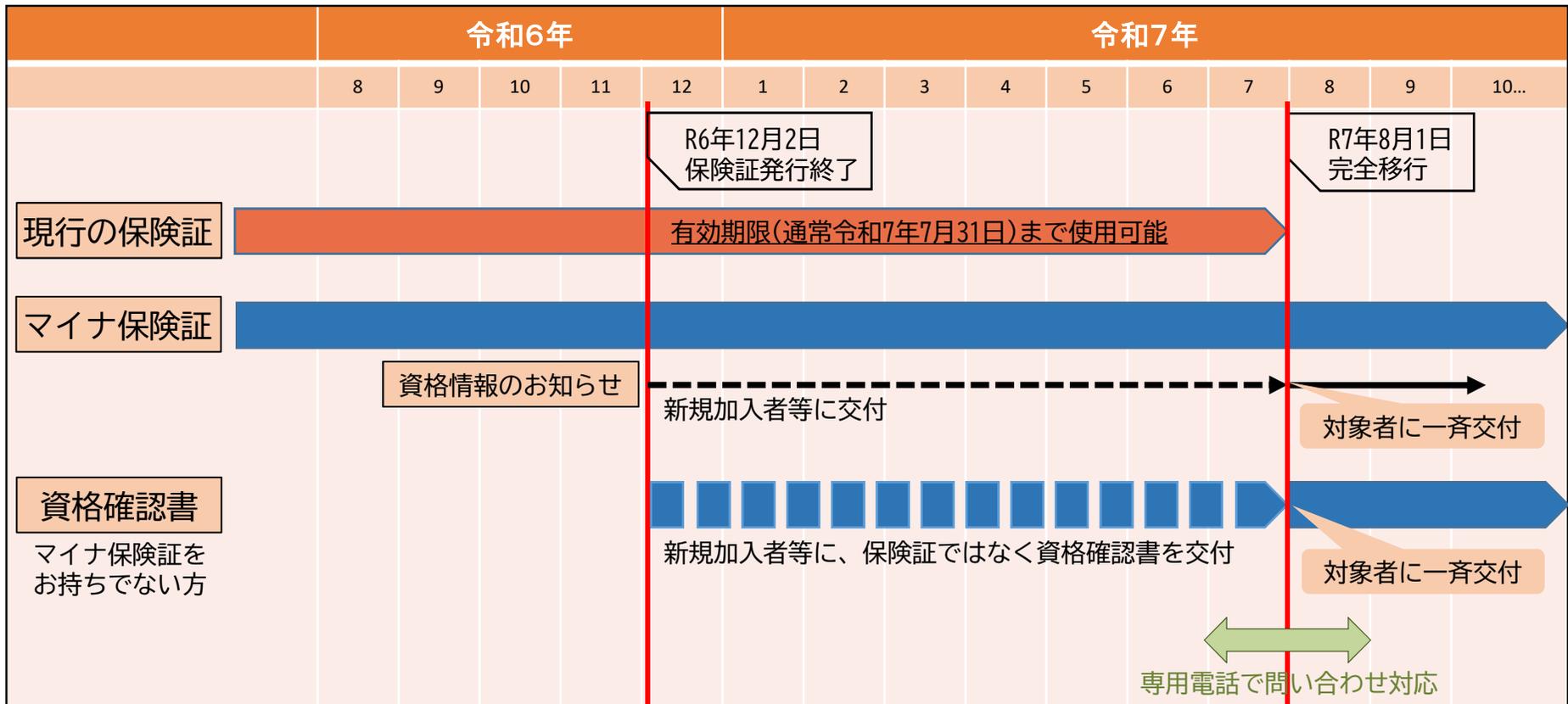
# (1) マイナンバーカードの保険証利用について

## 1. 健康保険証の廃止

マイナンバー法等の一部改正法が施行され、これまでの健康保険証の新規発行は令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した。以降は、マイナ保険証を持っていない人には、『資格確認書』を申請によらず交付し、マイナ保険証を持っている人には、『資格情報のお知らせ』を発行することとなる。

- ・資格確認書…マイナ保険証がない方へ、申請不要で交付（有効期限1年で毎年8月更新）。提示することで今までと同様に受診が可能。
- ・資格情報のお知らせ…マイナ保険証がある方へ、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう紙（A4サイズ）でお知らせするもの。

## 2. マイナ保険証への移行について



700-8544  
岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号



(お問い合わせ先)  
各区役所市民保険年金課  
北区 (086)-803-1130  
中区 (086)-901-1617  
東区 (086)-944-5022  
南区 (086)-902-3517  
区保年金課資格給付係  
(086)-803-1134

岡山 太郎 様



資格情報のお知らせ

交付者名 : 岡山市  
保険者番号 : 330019  
有効期限 令和 7年 7月31日

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	岡1	番号	9999999 (枝番) 01
氏名	岡山 太郎		
フリガナ	ヲウラ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	2割		
発効期日	令和 6年 8月 1日		
適用開始年月日	平成28年 4月 1日		
交付年月日	令和 6年12月20日		

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下記の切り取り箇所も同様)  
スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。

(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ  
令和 6年12月20日 発行  
交付者 : 岡山市  
保険者番号 : 330019  
有効期限 令和 7年 7月31日  
記号 岡1 番号 9999999 (枝番) 01  
氏名 岡山 太郎  
負担割合 2割 発効期日 令和 6年 8月 1日  
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です



有効期限 令和 7年 7月31日  
発効期日 令和 6年 8月 1日

記号 岡1 番号 9999999 (枝番) 01

氏名 岡山 太郎

生年月日 昭和26年 3月 5日 性別 男

適用開始年月日 平成28年 4月 1日 負担割合 2割

交付年月日 令和 6年12月20日

世帯主氏名 岡山 太郎

住所 岡山市北区大供一丁目1番1号

保険者番号 330019 交付者名 岡山市



注意事項 他の健康保険に加入したときは、速やかに国民健康保険の資格を中止してください。

番号

以下の加入することで、国民健康保険に関する変更がなされることがあります。加入を希望するものではありませんが、加入する場合は、1から3のうちいくつかの項目をお知らせください。

1. 転居、転居先が国民健康保険の適用区域にあり、転居の日に国民健康保険に加入します。
2. 転居、転居先が国民健康保険の適用区域にあり、転居の日に国民健康保険に加入します。
3. 転居、転居先が国民健康保険の適用区域にありません。

【1又は2の方で、該当した(ない)場合は、○をしてください。】  
【 転居 : 転居先が国民健康保険の適用区域にあり / 転居先が国民健康保険の適用区域にありません 】

【新記載】

署名(氏名) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(印鑑) \_\_\_\_\_ 受取人署名(印鑑) \_\_\_\_\_

### 3. マイナンバーカードの健康保険証利用登録の状況

#### 健康保険証利用の登録人数

全国 80,657,028 人（総人口に対する割合 64.58% 令和6年12月31日時点）  
岡山市国保 70,819 人（岡山市国保被保険者数に対する割合 62.78% 令和6年12月31日時点）

#### (参考)マイナンバーカードの交付状況

全国 105,562,941 枚（交付率 84.53% 令和6年12月31日時点）  
岡山市 581,967 枚（交付率 83.65% 令和6年12月31日時点）

### 4. マイナ保険証の利用率(令和6年11月)

全国 23.21 %  
岡山市国保 27.05 %

### 5. 円滑な移行に向けた対応

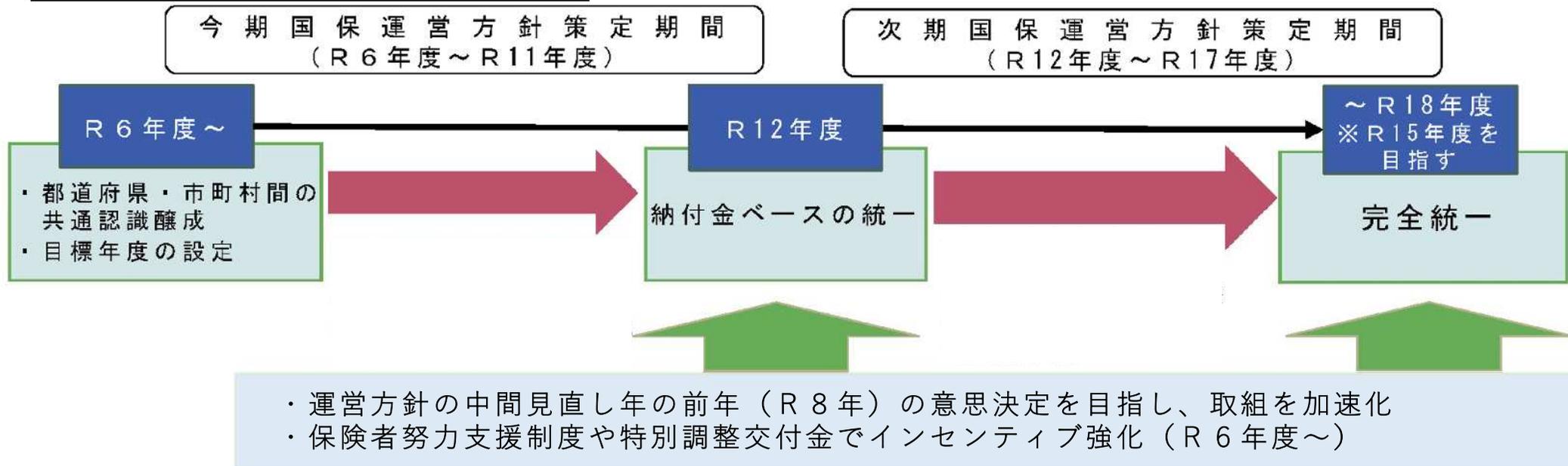
- ①健康保険証利用登録の解除開始・・・令和6年12月2日から受付開始。原則翌月末に登録解除、資格確認書を交付。
- ②要配慮者への配慮・・・障害者、要介護者等の要配慮者は、マイナ保険証をお持ちであっても、申請により資格確認書を交付（更新の申請は不要）。
- ③スマホへマイナ保険証機能搭載・・・令和7年春頃予定。スマホに電子証明書を搭載することで健康保険証として利用可能。

## (2) 保険料水準統一に係る取組状況について

### 1. 国の方針等

- ▶ 令和5年の国保法改正を踏まえ、令和5年10月に「保険料水準統一加速化プラン」を策定、令和6年6月に改定を行い、統一の目標年度等を示した。
- ▶ 統一の定義としては、以下の2つ。
  - 「完全統一」・・・同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする
  - 「納付金ベースの統一」・・・各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない

### 保険料水準統一加速化プランの概要



## 2. 岡山県の状況

### 岡山県国保運営方針における保険料水準統一に係る方針

#### 第3期（令和6年度～令和11年度）方針の概要（令和5年度作成）

将来的には県内で同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とすることを目指す。WG等で統一に係る諸課題の整理や解決に向けた検討を行い、その中で市町村間で合意できた事業等については、順次、共通の取扱いとする。

#### 令和5年度

統一に向けた目標年度の設定ができなかったため、令和6年度保険者努力支援交付金（都道府県分）の得点は0点。

#### 令和6年度

国の「加速化プラン」策定等を踏まえ、納付金ベースでの統一の目標年度等についての合意を目指し、県と県内市町村で事務レベルのワーキンググループを新たに立ち上げる。

県が示した統一に向けた具体案をもとに事務レベルWGで検討。

（主な内容）

- ① 納付金ベースでの統一の目標年度を令和11年度とし、令和8年度から段階的に統一を進める
- ② 統一までの間、影響緩和措置を設ける

県の市長会及び町村会で説明を行い、今年度中に統一の目標年度等について全市町村の合意を目指している状況。

参考① 納付金ベースの統一の目標年度が未定の都道府県は、岡山県を含む10府県のみ

参考② 令和7年度保険者努力支援交付金指標（1点につき約260万円）

保険料水準の統一に向けた取組の実施状況 （令和6年度の実施状況を評価）	配点
<b>【納付金ベースの統一に向けた取組】</b>	
① 令和7年度納付金算定において、 $\alpha=0$ （※1）として設定している場合	40
② ①に該当しないが、 $\alpha=0$ の目標年度（※2）について市町村と合意しており、かつ目標年度が令和12年度以前の場合	
1 令和7年度納付金算定において、 $\alpha$ を1未満として設定している場合	20
2 令和7年度納付金算定において、 $\alpha$ を1未満として設定していない場合	15
③ $\alpha=0$ の目標年度（※2）について市町村と合意しており、かつ目標年度が令和13年度以降の場合	5

※1  $\alpha$ は、納付金算定で年齢調整後の医療費水準を反映させる調整係数。 $\alpha=1$ は全て反映させ、 $\alpha=0$ は全く反映させない。  
 ※2 目標年度は、定量的な目標である必要がある。